

## 浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業

### 誘客コンテンツ開発事業補助金 公募関係Q & A

#### <令和8年度版>

- 1 事業全般について
- 2 補助対象事業について
- 3 補助対象事業者について
- 4 補助対象経費の取扱い
- 5 補助率・補助上限額について
- 6 審査手続きについて
- 7 その他

## 1 事業全般について

### 1-1 この事業の目的は何か。

デジタル時代を踏まえ、原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）の地域資源を活用したツアーやイベント等の往訪コンテンツ開発からデジタルプロモーションを中心とした情報発信までを一体的且つ継続的に支援するとともに、12市町村にいわき市、相馬市、新地町を加えた浜通り地域等15市町村における往訪コンテンツの広域連携を進めることで、地域に根ざした往訪コンテンツの自立を促し、誘客促進に繋げ、浜通り地域等の活性化に繋げることを目的としています。

### 1-2 この事業はいつまで続きますか。

令和13年3月31日（令和12年度末）までを想定しています。なお、本事業期間は県議会の可決による予算成立を想定した期間となりますので、御留意願います。

### 1-3 補助対象事業の実施期間はいつまでになりますか。

実施期間は、交付決定日から1年間となり、最長で3年間継続して補助金の交付を受けることが可能となります。

なお、1年ごとに実施期間終了時に審査会の事業評価を受け、再度採択を受ける必要があります。そのため、1年目の採択が2年目以降の事業継続を確約するものではありません。

### 1-4 補助対象事業は3年間継続することを前提とした事業構築が必要ですか。

本事業は、往訪コンテンツの開発から一体的な支援を行い、自立を促すことを目的の一つとしていることから、短期間の事業実施は想定していません。

なお、3年以内で自立する場合もあり得ることから、3年間の継続を前提とした事業構築は必須ではありません。

### 1-5 補助対象事業の実施期間が短い場合に、補助金の交付を受けられますか。

実施期間の長さで採択の可否は判断しませんが、事業の目的に合致しない事業は補助金の交付対象外となります。（1-4参照）

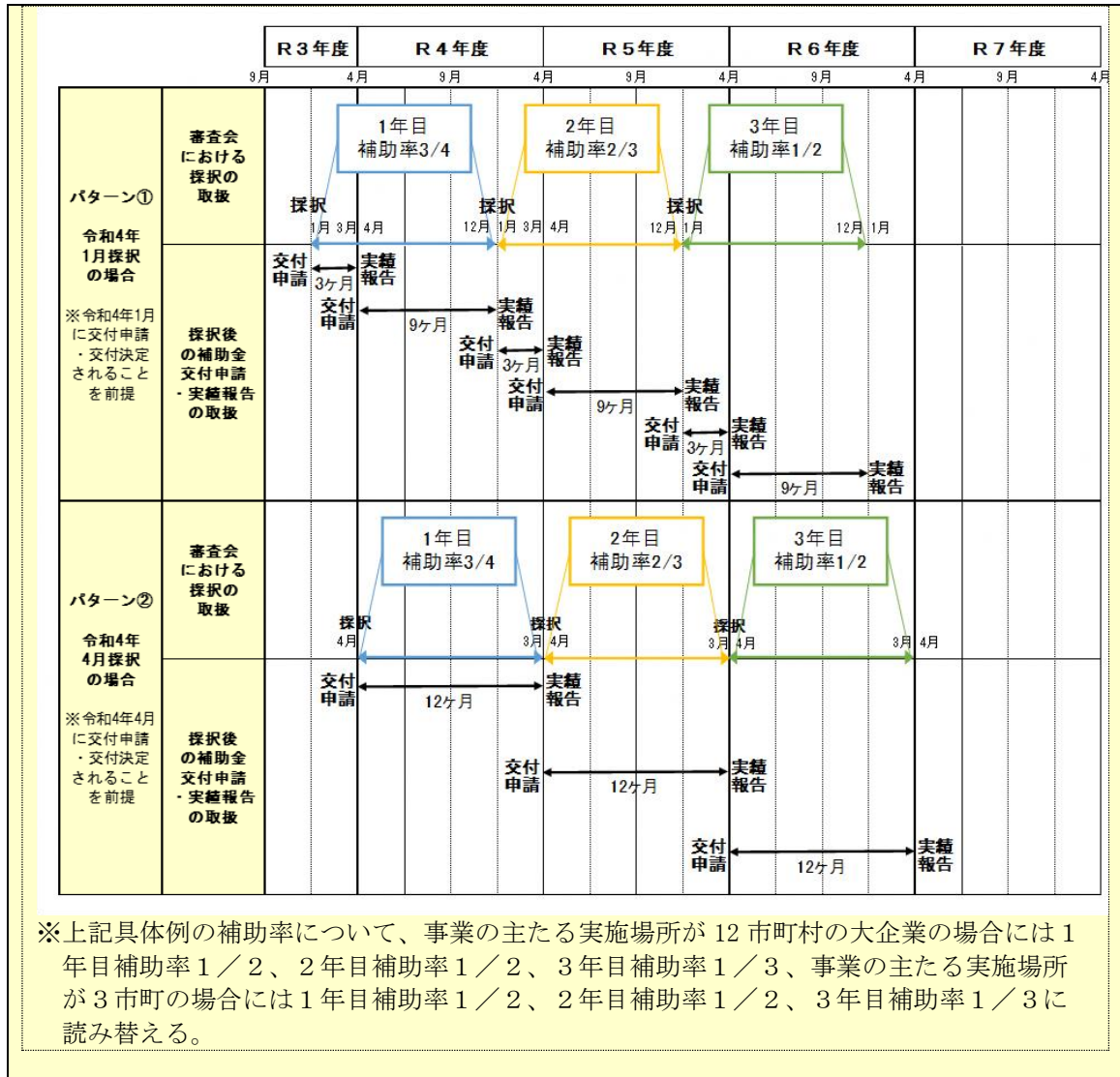
### 1-6 最長で3年間を補助対象期間としているが、初年度に事業採択されれば、次年度以降も事業実施が可能か。

交付決定は毎年度行うことから、翌年度当初に再度申請し、交付決定を受けることで事業継続が可能となります。補助率については、年単位で算定されます。

なお、次年度の県の予算が成立することで事業実施が可能となります。

補助対象事業の実施期間と補助率の具体例は以下を参考にしてください。

**【具体例】 「中小企業、一般社団法人及び特定非営利活動法人等」 の場合**



1-7 2年目以降の補助対象事業の採択はいつ行われますか。

- 1年目の終了時点で審査会において事業評価を行い、事業継続の可否（採択・条件付き採択・不採択）を判断します。（1-6参照）
- なお、2年目以降の事業継続の評価基準や審査会のスケジュールについては、改めてお知らせします。

1－8 年度途中で交付決定を受けた場合にも、交付決定日から1年間の事業実施が可能となりますか。

可能となります。なお、会計年度独立の原則から、実施期間が年度をまたぐ場合には、事業開始時及び年度当初に補助金の交付申請を行っていただく必要があります。（1－6参照）

1－9 「主たる実施場所」とはどのように判断しますか。

ツアーやイベント等における訪問数や拠点の場所等により判断します。以下が主たる実施場所を判断する際の例示となります。

（例1）いわき市、檜葉町、広野町で1か所ずつ施設等を訪問するツアーを実施

→ 12市町村の訪問先が2か所、3市町の訪問先が1か所になり、訪問先の数について12市町村に比重が大きいことから、12市町村を主たる実施場所と判断。

（例2）いわき市で2か所、檜葉町、広野町で1か所ずつ施設等を訪問するツアーを実施

→ 12市町村の訪問先が2か所、3市町の訪問先が2か所になり、訪問先の数について12市町村と3市町の比重が同じであるため12市町村を主たる実施場所と判断。

（例3）南相馬市を宿泊地とし、相馬市、南相馬市、新地町で1か所ずつ施設等を訪問するツアーを実施

→ 訪問先の数では3市町に比重が大きいですが、拠点を南相馬市にしていることから、12市町村を主たる実施場所と判断。

（例4）川内村で作ったワインを相馬市のレストランで利用するイベントを実施

→ 相馬市のレストランへの誘客促進を目的としていけば3市町を主たる実施場所と判断。一方で、川内村のワイナリーやブドウ栽培の見学等も含めた事業であれば、誘客促進という点で12市町村と3市町の比重が同じであるため12市町村を主たる実施場所と判断。

## 2 補助対象事業について

2-1 ゲストハウスの建築費用は補助対象となりますか。

補助対象外となります。ただし、内装などの修繕工事や設備修繕については対象となります。

2-2 対象事業Ⅰ又は対象事業Ⅲのみの事業実施も可能ですか。

- 対象事業Ⅱも実施してください。本事業は、誘客コンテンツの自走化や誘客促進に繋がる取組を支援することから、対象事業Ⅱも実施する事業構築を行ってください。
- なお、複数年の事業実施を計画している場合で、例えば、1年目で地域体験プログラムの企画、2年目以降で来訪者の呼び込みに向けた情報発信を実施する場合には、対象事業Ⅰと対象事業Ⅱの両方を実施するものとみなします。

【具体例】主な実施事業パターン

	1年目	2年目	3年目
<b>パターン①</b> (1年目：事業Ⅰ又は事業Ⅲ 2・3年目：事業Ⅱ)  <b>実施可能</b>	事業Ⅰ又は事業Ⅲ 	事業Ⅱ	
<b>パターン②</b> (1・2年目：事業Ⅰ又は事業Ⅲ 2・3年目：事業Ⅱ)  <b>実施可能</b>	事業Ⅰ又は事業Ⅲ 	事業Ⅱ	
<b>パターン③</b> (1年目のみ：事業Ⅰ 又は事業Ⅲ)  <b>実施不可</b>	事業Ⅰ又は事業Ⅲ 		
<b>パターン④</b> (1・2年目：事業Ⅰ 又は事業Ⅲ)  <b>実施不可</b>	事業Ⅰ又は事業Ⅲ 		
<b>パターン④</b> (1～3年目：事業Ⅰ 又は事業Ⅲ)  <b>実施不可</b>		事業Ⅰ又は事業Ⅲ	

### 3 補助対象事業者について

#### 3-1 一般財団法人も補助対象者ですか。

本事業の補助対象者は、民間事業者（小規模企業者及び中小企業者、大企業）、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、その他法人格のある団体となります。

なお、補助金の交付を受けるには、公募要領Ⅱ-2のア～オの要件を満たす場合に補助対象となります。

ただし、農業（園芸サービス業は除く）、林業、漁業を営む場合は、原則として補助対象となりませんのでご注意ください。

#### 3-2 法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲に該当する企業は、本事業において中小企業としてみなされるのか。

本事業における中小企業の定義は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項若しくは第5項に規定する中小企業者及び小規模企業者になります。以下の表に該当する場合に中小企業とします。

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	20人以下
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	5人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

#### 3-3 公募要領「Ⅱ-2 補助対象者」に記載の「複数事業者が連携する場合」とは具体的に何を指しますか。

「連携」とは共同申請を指します。

#### 3-4 公募要領「Ⅱ-2 補助対象者」に記載の「※15市町村内に本店又は本社がない場合には、事業の実施に当たり15市町村内に本店又は本社のある民間事業者等の連携等」とは、具体的などのようなことを必須としますか。

15市町村内に本店又は本社のある民間事業者等との共同申請又は申請者から15市町村内に本店又は本社のある民間事業者等への外注や委託を必須とします。

3-5 共同申請の場合に、共同申請者間の補助対象経費の負担割合は均等にしなければならないですか。

均等にする必要はありませんが、共同申請者間の補助対象経費の負担額は明確にしてください。

3-6 1事業者が共同申請等で複数事業の申請を行うことは可能ですか。

1事業者1申請が原則ですが、申請する事業間で関連性のない場合には、複数事業の申請を行うことを可能とします。複数の事業の申請を検討される場合には、事務局に相談願います。なお、以下を参考にしてください。

- 1事業者が複数事業の申請を行うことが可能です。複数申請する場合の申請件数に上限はありません。パターン①～⑤について申請可能となります。

**【具体例】**

パターン①：共同申請と単独申請による参画

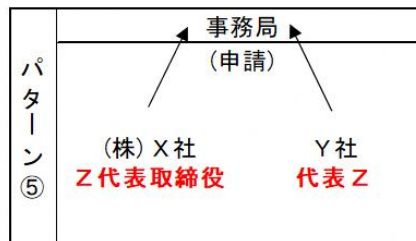
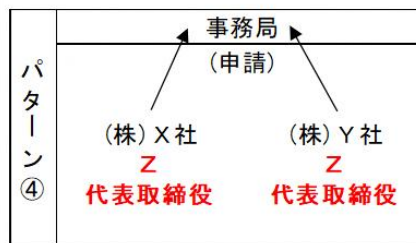
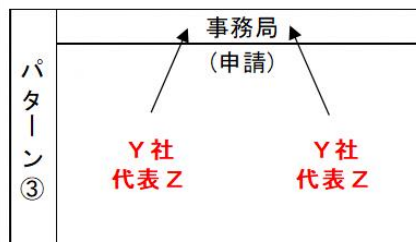
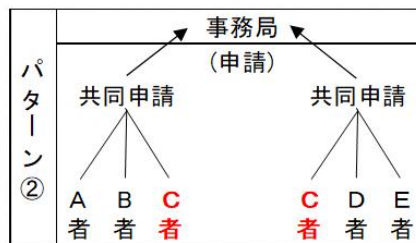
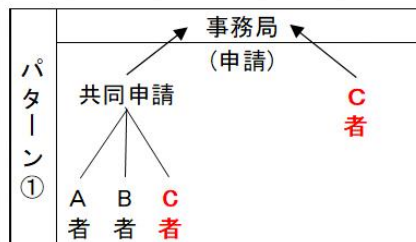
パターン②：2件の共同申請による参画

パターン③：2件の単独申請による参画

パターン④⑤：代表者（代表）名が同じである異なる法人による参画

ただし、以下の点について留意願います。

- ・ 共同申請においても、補助上限額は1申請当たり年間1,500万円となります（パターン①②）。
- ・ 1事業者が複数申請する場合においても、補助上限額は1事業者当たり年間1,500万円となります（パターン①②③）。
- ・ 法人が異なる場合においても、代表者名等が同じ場合には、1事業者による複数申請とみなし、1事業者当たりの補助上限額は年間1,500万円の要件を適用します（パターン④⑤）。



3-7 公募要領「2 補助対象者 イ」に記載の「収益確保」が見込まれる事業とは具体的にどのような事業ですか。

最大3年間の事業継続後に収益確保が見込まれる事業について、以下のような収益を想定しています。

- (例) ①イベント等の集客による参加料収入により事業構築  
②自治体との連携により企業版ふるさと納税等の活用した事業構築  
③クラウドファンディング等を活用した事業構築 など

## 4 補助対象経費の取扱い

4-1 既に着手しているコンテンツや既存のイベントについては補助対象となりますか。

原則として、既存のコンテンツ・イベントの管理・運営にかかる費用については補助対象となりません。ただし、既存のものから派生して新たなコンテンツを造成する場合には、補助対象となり得る可能性があります。

例：現在、いわき市だけで行っているイベントを、相双地域の複数の自治体でも開催する。その際の催しにかかる費用や、キッチンカーなどは補助対象。

4-2 補助対象外となる経費の事例はどのようなものがありますか。

例えば、飲食費、光熱費、水道代費などは対象外となります。また、確定検査等を受けるための費用や、事業終了後における実績報告書作成費用、金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は原則として補助対象外となります。

4-3 備品費などは補助対象経費となりますか。

備品の購入にあたり必要となる経費についても、補助対象となります。ただし、以下に該当するものは除外します。

- ・ 1年以上継続して使用できないもの。
- ・ ボールペンなどの少額物品。

原則として、自主事業など当該事業以外に使用することはできません。

また、現物には当該事業で購入したことを識別できる表示（シール等）により他の物品と区別してください。

なお、10万円を超える備品については、リースの場合と比較して安価な方で調達してください。購入が必要な場合は、確定検査の際に理由書を添えて提出をお願いいたします。

4-4 公募要領「Ⅱ-10(3)対象事業Ⅱにおける補助対象経費の取扱い イ」において、「デジタルプロモーション費用を中心とした事業構築」が求められていますが、なぜデジタルプロモーション中心の事業構築を求めているのですか。

デジタル時代やコロナ禍の状況を踏まえ、ツアー、ゲストハウス事業等を組成する際のデジタル基盤活用を加速させ、適切なターゲット設定等による誘客促進に繋げるため、デジタルプロモーション中心の事業構築を求めています。

なお、デジタルプロモーションのメリットは以下のとおりです。

- ・ 適時適切な情報発信や効果検証が可能。
- ・ 年齢・性別・居住地等の情報をもとに、ターゲットを絞って情報発信を行うことが可能。
- ・ ネットユーザーによる拡散も期待できる。

4-5 公募要領「Ⅱ-10(3)対象事業Ⅱにおける補助対象経費の取扱い イ」において、「デジタルプロモーション費用を中心とした事業構築」が求められていますが、具体的にどのような事業構築を行えば良いですか。

対象事業Ⅱでデジタルプロモーションの企画・実施を行う場合において、ターゲティング・情報発信・効果検証を想定した、いずれかまたは複数による構築とし、制作費用等に偏った費用負担とならないようにしてください。

4-6 デジタルプロモーション費用について、「WiFiの設置費用」や「ランディングページやWEBサイト制作費用」、「動画制作費用」、「サーバーレンタル利用料」について補助対象となりますか。

対象となります。なお、「収支明細計画」を作成の際には、以下の補助対象経費として計上してください。

- ・W I F I の設置費用 … 通信運搬費
- ・ランディングページやW E B サイト制作費用 … 広報費\*又は外注費
- ・動画制作費用 … 広報費\*又は外注費
- ・サーバーレンタル利用料 … 使用料

※申請者自身で制作する場合には「広報費」として計上してください。

#### 4-7 外注費と委託費の違いは何ですか。

経済産業省補助事務マニュアルのに基づき、対象経費における「外注費」と「委託費」を切り分けており、外注費は請負契約を想定した完成品が納品されることを前提としております。例えば、自社で制作が困難である Web やシステム開発の制作費（完成品を前提）等が考えられます。

他方で、委託費については、本来自身で制作等すべきものであるが、マンパワーの不足や時間的制約に伴い、外部に補助的な意図で制作されるものを指します（完成させる義務は発生しない）。例えば、ツアー等における事務代行業務などが挙げられます。

## 5 補助率・補助上限額について

### 5-1 補助率、補助上限額はどのようになりますか。

公募要領記載のとおりですが、

#### 【補助率】

(1) 12市町村の場合（補助対象事業の主たる実施場所）

ア 中小企業、一般社団法人及び特定非営利活動法人等

1年目：3/4以内、2年目継続：2/3以内、3年目継続：1/2以内)

イ 大企業（1年目：1/2以内、2年目継続：1/2以内、3年目継続：1/3以内)

(2) 3市町の場合（補助対象事業の主たる実施場所）

中小企業等及び大企業共通（1年目：1/2以内、2年目継続：1/2以内、3年目継続：1/3以内)

#### 【補助上限額】

1申請当たり年間1,500万円

※ 原則、1事業者当たり1申請とし、1事業者当たりの補助上限額は年間1,500万円

※ 複数の事業者により共同申請する場合においても、1申請当たりの補助上限額は、年間1,500万円

※ 本事業（令和8年度から12年度）における1事業者当たりの補助額は最大4,500万円

### 5-2 年度途中で補助率が変わる場合、補助金はどのように算定されますか。

1-6を参照。

### 5-3 委託費は、補助対象経費内での上限割合はありますか。

事業費合計の50%以上を委託・外注する場合には、事業実施に関するガバナンスを確保する観点から理由書を作成し提出してください。なお、計画変更に伴って、委託・外注の割合が事業費合計の50%を超える場合には、その理由（業務内容、選定理由等）を計画変更承認申請に記載する必要があります。

## 6 審査手続きについて

6-1 応募したいのですが、どのようにすれば良いでしょうか。

公募期間は、6/22(月)～9/30(水)になります。まずは実施を予定されている事業の概要について、事務局(福島県中小企業診断協会)へ事前相談をお願いいたします。事前相談は一定の期間は設けておらず、通年で受付いたします。

なお、申請書類はファイル形式とし、メールでの申請とします。ただし、困難な理由等があれば、書類での郵送も可といたします。

6-2 審査会ではどのように審査されるのでしょうか。

外部有識者による審査会において、提案者によるプレゼンテーションにより審査を行いますので、提案者に審査会に出席していただき、提出書類を基にプレゼンテーションを行っていただきます。

## 7 その他

7-1 交付決定後、補助金の入金はいつを予定していますか。

原則として、事業完了後に補助金の交付(精算払)を行います。ただし、事業運営、必要があると認められるときは、概算払も可能となります。概算払を受けたい場合は、交付要綱第9条に基づき「浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業(誘客コンテンツ開発支援事業・広域マーケティング事業)補助金概算払請求書(第3号様式)」により、請求してください。

また、融資等のご相談については、下記を参考としてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/seidosikin.html>

7-2 3市町(いわき市、相馬市、新地町)のみを実施場所とした場合、なぜ該当とならないのですか。

本事業は、原子力災害に甚大な被害を受けた地域(被災12市町村)における働く場の創出や、買い物をする場など、まち機能の早期回復に向けて原子力被災事業者の事業・生業の再建支援や、需要を喚起する取組に対して支援することを目的としているため、主たる実施場所は12市町村としております。